



安全協会
みなみ

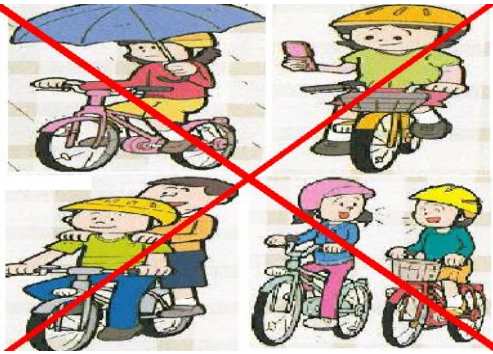
第271号
R元.5.1

発行責任者 松山南交通安全協会
松山南安全運転管理者協議会
松山市北土居 3 丁目 6-17
Tel (089) 958-6558
<http://www.ankyo.info>

「グッドマナーサイクリストEHIME」キャンペーン

近年、自転車は通勤・通学・買い物など生活の移動手段として利用されるほか、趣味や健康維持、スポーツ競技などで幅広く利用されています。この活動は交通ルールの厳守と交通マナーの向上により自転車の安全利用の促進と交通事故防止を図ることを目的としています。 (期間平成31年4月1日～令和2年3月31日)

5月は自転車月間です!



- ◆ 傘差し運転の禁止
- ◆ ながらスマホの禁止
- ◆ 二人乗りの禁止
- ◆ 並進の禁止

【自転車安全利用五則】

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
〔自転車通行可の標識がある場所、
13歳未満、70歳以上の方〕
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用

みなさんは危険運転していませんか?

自転車事故の死亡原因は頭部の損傷が約7割を占めています。ヘルメットを正しく着用されていた方は、頭部の損傷が軽減され、命に別条がなかった事例が多くあります。“もしも”に備えて自分の命は自分で守りましょう。愛媛県では、「自転車の安全な利用の促進に関する条例」で、励行事項として、全ての自転車利用者にヘルメット着用が定められています。

「入院見舞金」制度の一部変更のお知らせについて

入院見舞金制度は、愛媛県内の交通安全協会の会員になられた皆様が、会員有効期間中に交通事故により継続入院治療を必要とする傷害を負われた場合に、入院見舞金(3万円)をお支払いする制度です。制度に一部改正があり、平成31年4月1日以降発生~~の交通事故から入院期間が「14日以上」から「10日以上」に短縮になりました。~~交通事故発生後6カ月以内に地区交通安全協会へ請求の手続きが必要です。対象となる条件や必要書類がありますので、詳細は交通安全協会へお問い合わせください。

交通安全協会
会員の皆様へ

